

株式会社 日本教育クリエイト

介護員職員初任者研修（通信課程）学則

株式会社 日本教育クリエイト
介護職員初任者研修（通信課程）学則

1 開講の目的

高齢者の増大かつ多様化するニーズに対応した適切なサービスを提供するため、必要な知識、技術を有する介護員の養成を図ることとする。

2 研修事業の名称

三幸福祉カレッジ 介護職員初任者研修講座（通信課程）第1回

3 課程編成責任者

阿部 祐子

4 実施場所等

実施場所：三幸福祉カレッジ山形校
所在地：〒990-0823 山形県山形市下条町2丁目16番23号

5 研修期間

令和5年4月2日～令和5年12月1日
（補講等により研修修了までの期間は受講生により異なる。）
・初回授業から8か月を研修期間とする。

6 募集要項

- (1) 募集期間
原則、山形県より指定通知を頂いた日から原則、開講日一週間前までを募集期間とする。
 - (2) 募集定員
18名
 - (3) 募集方法
募集方法は一般の新聞・雑誌、当校のホームページ上などで行うものとする。
 - (4) 受講手続きの方法
 - 1、受講申込書を送付していただく。（申込み方法：ホームページ、FAX、郵送）
 - 2、申し込み者に対し、「教材」「受講証」「受講案内書」送付。受講料振込の案内については受講案内書（書面）にて通知する。
（8日以内に電話等で解約の申出があった場合は申込解除とする。）
 - 3、受講料振込の確認をもって手続きを完了とする。
（10日以内受講料の振込が確認できなかった場合、受講キャンセルとして原則取り扱う。）
- ※受講者の決定方法は先着順とする。

7 研修の流れと研修修了の認定方法

研修については、(1) 自宅学習（ホームスタディ）・通学講習（スクーリング）→(2) 修了試験の流れで行う。

一定の条件を満たす者については、修了証明書を発行する。

各課程の修了条件は次のとおりとする。

※(1)の自宅学習・通学講習を連動的に行うことにより学習効果を高める。

(1) 自宅学習（ホームスタディ）における評価及び修了条件

- ・すべての課題を提出していること。
- ・すべての課題において7割以上の正解率であること。

(2) 通学講習（スクーリング）における評価及び修了条件

- ・すべてカリキュラムに出席していること。

・科目単位での総合習得度をA、B、Cの3段階で評価し、

各評価結果がA、B（評価判定：合格）のどちらかであること。C（評価判定：不合格）評価がある場合は、科目未修了扱いとし、該当する科目を再受講し、再度評価をする。

(3) 修了試験における評価

- ・上記(1)、(2)の課程をすべて終了した者を対象に、1時間程度の修了試験を実施する。
- ・合格基準は7割以上とし、基準に達しない者は不合格とする。

不合格の者は合格基準に達するまで再試験を実施する。

なお、再試験の費用は無料とする。また、修了試験の解答は公開せず、

修了試験受験者には書面にて合否を連絡する。

※修了試験の答案用紙並びに解答・解説は受講者に返却しない。

※修了認定は山形県管轄支社の支社長が行う。

8 受講資格

介護職員初任者研修における知識・技術を習得することを目的とする者。

9 使用テキスト

介護職員初任者研修テキスト（一般財団法人長寿社会開発センター）

10 研修欠席者の扱い

理由の如何に関わらず、講習開始時間から1分でも遅刻をした場合は欠席とする。

講習を欠席した者は、他の開講時期の講座にて、同科目の振替受講を受ける事により、

科目履修を完了とする。但し、天変地異等の理由によるものは別途、

日程を調整し補講を行う。振替受講・特別補講に係る受講料は無料とする。

11 補講方法

研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、他教室（山形県内）または次期クラスにて同科目の振替受講を受けることにより、

科目履修完了とする。

※振替受講に係る受講料は無料とする。

12 修了者の管理

研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日、年齢、居住地等、必要事項を記載した「研修修了者名簿」を作成し、知事に報告のうえ、管理する。

また、出席簿、受講生の考査結果や試験に関わる書類、指定申請書類及び

研修事業修了報告書類、修了証明書については研修事業終了年度の

翌年度から5年間保管する。なお、再発行に必要な書類については、永年保管とする。

13 修了証明書の発行等

研修の全科目を受講し、かつ、修了評価の結果が所定の水準を超えるものであることが確認された者に対し、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の25に定める様式により修了証明書を発行する。

また、修了証明書を紛失した場合には申し出により当社にて再発行を行う。
尚、再発行代（1枚につき1,000円、別途送料1,000円）は実費とする。

14 受講の取り消しについて

次の項目に該当する者は、受講を取消することができる。

- (1) 意欲が著しく欠け、修了の見込みが無いと認められる者
- (2) 学習研修の秩序を乱し、受講生としての本分に反した場合
- (3) 当社の認める受講料支払い規定に反する者
- (4) 当研修をとおして介護員としての資質に著しく欠ける者

15 講義を通信の方法で行う地域

特に地域の定めなし。

ただし、講義・演習において三幸福祉カレッジ山形校に通うことができる者とする。

16 本人確認

受講申込者が本人であることの確認のため（偽名での受講防止のため）「運転免許証」、「健康保険証」「住民票」等の提示を受講者に求め、原則講座初日に確認を行う。

※提示書類の回収は行わず、確認のみ実施する。

講座初日に確認ができない場合は、次回に確認し、
提示を拒んだ者に対しては受講取消とし、受講料の返金に応じない。

17 受講料等

（受講者一人当たり、単位：円）

介護職員初任者研修	受講料	:	¥66,323
	教材費	:	¥6,477
¥79,800（税別）	修了証一式	:	¥2,000
	消耗品費	:	¥5,000

18 介護職員初任者研修実施にかかる留意事項

- (1) 介護員養成研修を実施する際は、山形県から予め指定を受け事業を実施し、終了後、速やかに事業修了報告書を提出する。
- (2) 事業の実施に当たっては、福祉人材センターとの十分な連携を図るものとし、また、介護実習・普及センターについても活用を図る。
- (3) 指定時の申請内容に変更を加える場合には、山形県に対し、変更事由発生後10日以内に研修事業変更届出書（様式第10号）を提出する。ただし、次の事項に変更を加える場合にあつては、当該変更に係る講義、演習及び実習を実施する日までに、速やかに変更届出書を提出する。
 - ① 講師及び講師補助者を変更
 - ② 定員の増加を図る場合
- (4) 事業を廃止する場合には、県に対し、遅延なく廃止の時期及び理由を記載した廃止届出書を提出する。
- (5) 事業運営上知り得た研修受講者に係る秘密の保持について十分留意する。

19 苦情相談窓口

- (1) 法人の苦情相談窓口・役職・連絡先
株式会社 日本教育クリエイト 仙台支社 支社長 吉村 仁
TEL：022-716-5667
- (2) 事業所の苦情相談窓口・役職・連絡先
株式会社 日本教育クリエイト 仙台支社 支社長 吉村 仁
TEL：022-716-5667